

議案第20号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 改正条例の概要について

1 概要

「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）」の公布により子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、「宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」について所要の整理を行う。

2 条例改正の内容

子ども・子育て支援法第43条第2項が同条第4項に改められることに伴い、同項の規定を引用している箇所について、「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。（第2条第24号）

3 施行日

令和8年4月1日